



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年8月10日金曜日 第2393号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....	701
建設業者の許可の取消し.....	703
道路の供用開始（県道松山松前伊予線）.....	704
開発行為に関する工事の完了.....	704
道路の区域変更（一般国道440号）.....	704
道路の供用開始（一般国道440号）.....	704
道路の区域変更（県道猪伏西谷線）.....	705
道路の供用開始（県道猪伏西谷線）.....	705
道路の区域変更（一般国道197号）.....	705
道路の供用開始（ " ）.....	705
道路の供用開始（一般国道441号）.....	706
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	706

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（7件）.....	706
伝送式可搬型ポストの購入.....	708
レギュラーガソリンの単価契約.....	709

公営企業公告

デジタルX線テレビシステムの購入.....	710
-----------------------	-----

雑 報

環境影響評価準備書について.....	711
--------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1018号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年8月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
コープ余戸	松山市余戸南4丁目19-35	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	平成24年6月21日	平成24年7月30日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
コープ束本	松山市束本1丁目5-5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
コープひさえだ	松山市安城寺町597番地外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1019号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
コープ今治	今治市馬越町四丁目甲306番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	平成24年 6月21日	平成24年 7月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1020号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
コープ神郷	新居浜市松神子一丁目344番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等	平成24年 6月21日	平成24年 7月30日
コープ中秋	新居浜市中秋町1874番地6 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等		
コープ山根	新居浜市西連寺町二丁目1062番5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三	生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等		

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1021号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の年月日, 届出年月日. Row 1: コープ土居, 四国中央市土居町入野668-1, 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名, 生活協同組合コープえひめ 理事長 大川 耕三, 生活協同組合コープえひめ 理事長 松本 等, 平成24年 6月21日, 平成24年 7月30日.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1022号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Rows include: (般-19)第9678号, (特-21)第15655号, (般-19)第8584号.

(特 - 19)第13862号	平成19年 11月12日	(株)アクセル松山	山之内 通	松山市三杉町 8 - 5	平成24年 7月17日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第16038号	平成23年 10月19日	大和コンストラクション (株)	義野 正弘	松山市余戸南 5 - 15 - 26	平成24年 7月23日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 22)第9832号	平成22年 6月24日	(有)浜一建設	濱田 一	松山市由良町1145	平成24年 7月24日	土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第8022号	平成23年 12月 9 日	上田電気工事	上田 孝夫	松山市土居田町223 - 1	平成24年 7月27日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第12840号	平成19年 9月20日	(株)住和	石井 正彦	松山市正円寺 1 - 5 - 41	平成24年 7月30日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	松山市余戸中六丁目906番 6 地内	平成24年 8 月10日
"	"	松山市余戸中六丁目792番 6 から 同市余戸中六丁目792番 4 まで	"

○愛媛県告示第1024号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 8 月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
24中局建（開）第17号 平成24年 8 月 2 日	伊予市宮下字百太夫1074番 4	松山市束本 1 丁目 4 番37号 東雲ハイツ303号 玉 井 啓 朗

○愛媛県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7465番地先	旧	メートル 4.0 ~ 6.4	キロメートル 0.045	
		上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7465番 2	新	4.6 ~ 15.1	0.045	

○愛媛県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7465番 2	平成24年 8月10日

○愛媛県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9322番地先から 同字9346番地先まで	旧	メートル 4.8～9.1	キロメートル 0.130	
		上浮穴郡久万高原町西谷字高野9322番 2 から 同字9325番 2 まで	新	9.0～30.9	0.130	

○愛媛県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9322番 2 から 同字9325番 2 まで	平成24年 8月10日

○愛媛県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4285番 3	旧	メートル 10.6～11.8	キロメートル 0.018	
			新	11.8～13.0	0.018	

○愛媛県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川4285番3	平成24年 8月10日

○愛媛県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市松尾698番4から 同市松尾709番3まで	平成24年 8月10日

○愛媛県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳4614番から 同町石畳4611番まで	旧	メートル 4.1～9.0	キロメートル 0.057	
			新	8.3～20.1	0.057	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月11日	特定非営利活動法人 家族支援フォーラム	米 田 順 哉	松山市姫原2丁目3番地21	この法人は、障害の種類・障害の有無にかかわらず、地域生活を送る上で福祉サービスを必要とする人とその家族に対して、児童・障害児（者）・高齢者に関する事業を行い、幸せを感じながら安心して地域生活が送れるよう、各ライフステージに合わせて支援することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月12日	特定非営利活動法人 えひめイヌ・ネコの会	高 岸 ちはり	松山市石手白石118番地 3	この法人は、市民に対して、動物の愛護及び権利保護のための各種事業を行って、人間に委ねられた弱い立場にある動物たちの「いのち」への、思いやりのある優しい社会の実現を目指し、同時に動物による被害や苦情等を予防して、人間と動物とが共生できるまちづくり、及び環境の保全を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月19日	特定非営利活動法人 ふれあいエコクラブ	吉 田 啓 二	松山市空港通 1丁目 1番地32号	この法人は、ごみ減量をめざして、不特定多数の子どもや大人に対して、講座・工房及びイベントの開催、その他啓発活動によって、現状課題を見つけ環境教育を進め、資源循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月19日	特定非営利活動法人 自在市場協議会	菅 啓 三	松山市来住町1430番地 - 1	この法人は、不特定多数の団体及び個人を対象とする環境保全活動としての産業型リサイクルフリーマーケット（自在市場）の開催を通じて、相互の交流を図るとともに、地球における環境保全問題の中から、各団体及び個人の共通課題を設け、その調査研究、環境啓発などの諸活動を通じて住みよいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月20日	特定非営利活動法人 愛媛リサイクル市民の会	吉 田 啓 二	松山市来住町1430番地 - 1	この法人は、不特定多数の団体及び個人を対象とする環境保全活動としてのリサイクルフリーマーケットの開催を通じて、相互の交流を図るとともに、地球における環境保全問題の中から、各団体及び個人の共通課題を設け、その調査研究、児童、生徒ほかに対する環境教育などの諸活動を通じて住みよいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月23日	特定非営利活動法人 陽だまりの樹	橋 本 正 子	松山市余戸南3丁目3番2号	この法人は、松山市を中心とする地域住民に対して、必要かつ適切な介護保険による在宅福祉サービスの支援や制度では補えない支援を行えるシステムづくり等の活動を通じて、高齢者、障害者、傷病者等の在宅生活におけるより良い環境づくりの改善に取り組むことを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月25日	NPO法人 School Green Japan	関 谷 伸 二	松山市緑町1丁目2番地11	この法人は、校庭、園庭、公共施設に対して、緑化事業を行い、総合型地域スポーツクラブなどの地域コミュニティを核とし、産官学協働事業を推進しながら環境、人権、福祉問題に積極的に取り組み、持続可能な事業を自立した組織として行い、地域貢献することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
伝送式可搬型ポストの購入
- (2) 購入物品名及び数量
伝送式可搬型ポスト 4式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成25年 3月25日(月)
- (5) 納入場所
愛媛県原子力センター
(八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の

事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
 - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
 - (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156
 - (2) 入札書の受領期間
電子入札による場合は、平成24年9月26日(水)午前9時から同月27日(木)午前10時59分まで
紙入札による場合は、平成24年9月27日(木)午前10時59分まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成24年9月27日(木)午前11時00分
愛媛県総務部会議室(入札室) 本館2階
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成24年 9月20日（木）午後 5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Telemetric portable radiation monitoring post , 4 set
- (2) Time limit of tender: 10:59 a.m. , 27 September 2012
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成24年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
レギュラーガソリンの単価契約（1リットル当たりの単価）
- (2) 契約品目、規格及び概算数量
レギュラーガソリン J I S規格 2号品
210,000リットル
- (3) 契約期間
平成24年10月1日から平成25年9月30日まで
- (4) 納入場所
契約業者店舗及び代理店店舗 発注後即時

愛媛県警察本部

発注の日から 2日以内

(5) 入札方法

入札金額は、レギュラーガソリン（J I S規格 2号品）1リットル当たりの金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 発注の日から2日以内に確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2番地 2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の他に提出する書類の提出期限
平成24年 9月13日（木）午後 5時15分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 入札の日時及び場所

平成24年 9月20日（木）午後 2時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Regular gasoline JIS No 2 approximately 210,000 liters (JIS: Japanese Industrial Standard)
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 20, September, 2012
- (3) Inquiry Section regarding notice of tender: Supplies Procurement Section No.1, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 8月10日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
デジタルX線テレビシステムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
デジタルX線テレビシステム 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成25年 3月15日まで
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限
契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成24年 9月 4日（火）午後 5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成24年 9月19日（水）から平成24年 9月21日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9時00分から午後 8時00分まで（ただし、9月21日は午前10時59分まで））。
紙入札による場合は、平成24年 9月21日（金）午前10時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成24年 9月21日（金）午前11時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話 (089)912-2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年 9月 4日（火）午後 5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital X-ray Television System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:59 a.m. , 21 September 2012
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日経済産業省告示）第3の1の規定により、次の対象事業について環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同要綱第3の3の規定により、次のとおり公告します。

また、同要綱第3の4の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成24年8月10日

四国風力発電株式会社 代表取締役 川上 繁幸
株式会社ジャネックス 代表取締役 川上 繁幸

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 四国風力発電株式会社、株式会社ジャネックス
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 川上 繁幸
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目8-28 FTビル5階

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 僧都ウインドシステム発電事業

- (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業

- (3) 規模 総出力 19,200kW

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区

4 関係地域の範囲

愛媛県南宇和郡愛南町

5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、愛南町役場、愛南町御荘支所、愛南町僧都ふれあい交流館、愛南町緑基幹集落センター、愛南町御荘菊川農村研修センター及び愛南町長月公民館
- (2) 縦覧期間 平成24年8月10日から平成24年9月10日まで
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで

6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- (1) 提出期限 平成24年9月24日まで
- (2) 提出先 〒810 0004 福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目8-28 FTビル5階
四国風力発電株式会社 事業部
株式会社ジャネックス 事業部
- (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 平成24年8月17日 午後7時から午後9時
場所 愛南町僧都ふれあい交流館（南宇和郡愛南町僧都279番地）
- (2) 日時 平成24年8月18日 午後7時30分から午後9時30分
場所 愛南町長月公民館（南宇和郡愛南町御荘長月913番地）
- (3) 日時 平成24年8月19日 午後7時から午後9時
場所 愛南町御荘菊川農村研修センター（南宇和郡愛南町御荘菊川1159番地1）
- (4) 日時 平成24年8月20日 午後7時から午後9時
場所 和口第2集会所（南宇和郡愛南町御荘和口360番地1）